

報道関係者各位

令和6年5月24日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 中嶋 章浩

主任中央需給調整事業指導官 渡部 幸一郎

副主任中央需給調整事業指導官 喜多見 靖

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335, 5325)

(直通電話) 03(3502)5227

労働者派遣事業の許可を取り消しました

厚生労働省は、令和6年5月24日付けで、下記の派遣元事業主の労働者派遣事業の許可を取り消しました。詳細は以下のとおりです。

1 労働者派遣事業の許可の取消しを行った派遣元事業主

名 称	株式会社吉祥
代表者職氏名	代表取締役 長尾 功一
事業主所在地	大阪府大阪市都島区御幸町2-13-27
許可に関する事項	許可番号 派27-301517
	許可年月日 平成20年12月1日

2 処分内容

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第14条第1項第3号の規定に基づき、令和6年5月24日をもって、労働者派遣事業の許可を取り消す。

3 処分理由

上記1の派遣元事業主は、労働者派遣事業許可更新に際し、労働者派遣法第9条第1項の規定により付された許可条件（「許可基準」に定める財産的基礎要件を満たすこと）を満たせないことから、労働者派遣法第14条第1項第3号に該当するものとして、許可を取り消すことが相当であると判断したため。

※ 労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

別添

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

（労働者派遣事業の許可）

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 （略）

3 前項の申請書には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4～5 （略）

（許可の基準等）

第七条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一～三 （略）

四 前二号に掲げるもののほか、申請者が、当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

2 （略）

（許可の条件）

第九条 第五条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（許可の取消し等）

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一～二 （略）

三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

四 （略）

2 （略）